地域コミュニティーの維持・再生について

地域振興部地域政策課

○施策の目的・目標・状況

目的

○行政や住民に加えて、NPOなど地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コ ミュニティーの維持・再生を目指す。

<背景>

○人口減少や高齢化が進み地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取り組みだけでは地域 を維持することが難しくなってきている。

新たな地域運営の仕組みづくり

- ○集落を超えた広い範囲での地域運営(例えば公民館・小学校区程度)
- ○多様な主体の参加による地域運営(地域住民、NPO、企業、地域外住民等)
- ○地域内外の調整等を行い東ね役となる人材・組織

目 標 ◆地域コミュニティーの再生に取り組む市町村数の拡大

5市町 (H19) →21市町村 (H23)

状 況 ◆平成21年度末現在 11市町村・・・・・・・

〇具体的な事業内容(中山間地域コミュニティ―再生重点プロジェクト事業)

(1) 事業概要

「多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり」に積極的に取り組む市町 村をプロジェクト地域に指定し、モデル地区を設定して重点的な支援を行うとともに、モデル地区の 成果・ノウハウを全県へ波及させる。

○プロジェクト地域の指定 5 市町 (10 地域)・・・・・・・別紙2参照 指定市町 浜田市・益田市・雲南市・邑南町、隠岐の島町

- (2) 事業内容
 - ①財政支援(市町村補助金)

補助率 2/3

補助額上限 1市町あたり5、000千円(事業費 7、500千円)

生活支援活動、耕作放棄地の活用、特産品開発など地域活性化への取組み経費 地域マネージャー(※)の配置経費

> ※地域の実情に応じ、地域課題の洗い出しや地域の話し合いの場づくり、活動 の企画、運営などを行う場合の調整役、繋ぎ役として、有償で従事する者。

- ②人的支援
- ・中山間地域研究センター研究員等による支援
- ・県関係機関によるプロジェクトチーム設置による横断的支援
- ・地域マネージャー研修等、人材育成支援
- ③成果とりまとめ・全県波及
- (3) 予算額 37,000千円
- (4) 関連事業
 - 地域貢献型集落営農組織確保・育成事業(農林水産部)
 - ・中山間地域コミュニティービジネス支援事業(地域振興部)
 - ・実証!「地域力」醸成プログラム(地域振興部)
 - 集落支援員制度・地域おこし協力隊制度(総務省)

〇今後の検討課題

- ・地域住民の自主的・自立的活動の促進をどのように進めるべきなのか。
- ・地域運営に携わる人材(地域リーダー、地域マネージャー、集落支援員等)の育成をどのように 進めればよいのか。

中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業の実施状況

地区名		組織・地域マネージャー	主な活動		
1567		一 渡多コミュニティ協議会	・各自治会の常会を廻り、聞き取り調査、アンケートを実施 (1987年)		
雲南市	波多地区	次タコミューディ bbi報云 <地域マネージャー> ・地区内の人材から選考 ・常勤	<防災班>・危険箇所の点検、ハザードマップづくり ・避難お知らせプレート配布 <交通班>・ボランティアによる地域内送迎システム検討、試行開始。 <店班> ・活性化センター内で日用品の販売試行開始 <その他>・自然体験合宿実施。地域内外から約40名の小学生が参加		
邑南町	日和地区	日和未来開拓プロジェクト <地域マネージャー> ・地区内の人材から選考 ・月10日勤務	〈定住・生活部会〉 ・地区社協が設置した高齢者サロン「ひだまりの家」との連携・支援。 〈農業部会〉 ・空き家・耕作放棄地の調査 、農業に関するアンケート <交流・観光部会〉・ふれあい体験農園を活用し、交流を推進。 ・広島石見会との連携。		
	市木地区	安夢未(あゆみ)プロジェクト <地域マネージャー> ・地区内の人材から選考 ・月10日勤務	<データ部会> ・市木の歴史を調査、カルタ作成・販売 <森林活用研究部会> ・竹の有効活用のため竹炭を制作し販売 <交流部会> ・地元スキー場と連携した交流イベントの実施 くその他> ・高齢者の交流の場(絵手紙サロン)開催		
	阿須那地区	「YUTAか」プロジェクト企画調整委員会」 <地域マネージャー> ・地区内の人材から選考 ・月10日勤務	<産業部会><食・生活部会> ・地元の酒蔵、農事組合法人と連携し、地酒造り、地域間交流の実施。 ・田んぽイナー制度の設立と田植え、収穫を通した都市農村交流 ・地域の食材資源を活用した特産品作りおからクッキー、餅作成と販売 <文化部会> ・居老人等の交流の場として、短歌の会「豊歌(ゆたか)」設立し、 短歌集の制作と販売。(作品受け取りと併せた見守り)		
浜田市		弥栄自治区活性化検討委員会 <地域マネージャー> 未設置 ※H22年度は「まちづくり推進委員会」設置予定	・H22年度以降に向けて、地域住民の声を反映した事業提案や「まちづくり推進委員会」のあり方を検討		
	金城地区	縁の里づくり委員会 <地域マネージャー> ・地区内の人材から選考 ・生産振興担当と生活安全担当の2名 ・月12日勤務	・住民アンケート調査、ワークショップの開催 ・会報誌の発行 ・波佐・小国地域活性化計画の策定 <生産振興部会>・野菜・果樹・加工等の講習会の実施 ・産直市の試行、都市交流(田舎体験ツアー) <生活安全部会>・ひとり暮らし高齢者支援、防犯対策、防災対策 →てごセンター(仮称)の設置を検討		
益田市	種地区	種のあすをゆめみる会 <地域マネージャー> 未設置(各地区振興センター職員による 地域活動支援)	・廃校の活用。加工場や神楽団倉庫、貸し作業場として利用。 ・加工グループ「種まなびや工房」を設立。仕出しも開始。 ・特産品の開発、販路開拓 (草餅、乾燥たけのこ、コンニャク、梅干し等) ・出身者等へのふるさと小包 ・定住希望者への情報提供。家、土地、畑仲介。		
	二川地区	二川の未来を創る会 <地域マネージャー> 未設置(各地区振興センター職員による 地域活動支援)	・ワークショップによる課題整理、資源調査・棚卸し ・自治会輸送の検討 ・助け合いシステム「五人組」の設立 ・特産品開発、ゆす畑の現況調査		
	匹見下地区	匹見下地区地域づくり協議会 <地域マネージャー> 未設置(各地区振興センター職員による 地域活動支援)	・住民ヒアリング調査 ・土地棚卸し調査 (後継者や農地の状況) ・旧澄川小活用の検討 ・過疎交通対策の検討 ・田舎ツーリズム部会の設置		
隠岐の島町	布施・ 武良地区	@歩夢(あっと!ふ~む)<地域マネージャー>・公募により決定(地区外から)・常勤	・高校生以上の全住民を対象とした住民アンケート調査 【布施地区】 ・出身者へのふるさと小包便を実施 ・飯美地区において、1ヶ月間の買い物代行サービスを試行、検証。 【武良地区】 ・地域医療をテーマについて住民座談会を開催 ・薬の受け取り時間について、バス利用者優先枠の確保などを 町内薬局に依頼・調整		

地域コミュニティー再生に取り組む市町村の状況

地域振興部地域政策課

1. 概 要

- ○多様な主体の連携の場・組織
 - ・従来の地縁組織に加えて、多様な主体を構成員とする住民組織等を設置する動きが拡大。
- ○多様な主体の調整役、繋ぎ役となる人材
 - ・「地域マネージャー」や「集落支援員」など行政職員以外の人材を配置し、地域活動を支援する 市町が増加。

<参考> 地域マネージャー・集落支援員の設置状況(H22予定) 10市町・124名 浜田市(3名)、出雲市(5名)、益田市(54名)、江津市(1名)、雲南市(25名)) 奥出雲町(18名)、川本町(3名)、美郷町(10名)、邑南町(3名)、隠岐の島町(2名)

- ・一方、市町が設置する拠点施設(公民館・まちづくりセンター等)の体制を強化する市町も増加
- ○住民活動等への財政支援
 - ・住民主体の話し合いや活動を促すため、実態把握、組織づくりや、地域課題解決のための計画 作成・活動費などへの補助制度を持つ市町が多い。

2. 市町村別の取り組み状況

市町村名	取り組み概要	
浜田市	○「まちづくり推進委員会」を中心とした地域運営。 ○波佐・小国地域では、地域マネージャーを配置し、計画に基づく活動を実施。	
出雲市	○「地域自治組織」を中心とした地域運営。○コミュニティセンターを拠点とし、センター職員が地域活動を支援。(一部のセンターに集落支援員を配置。)	
益田市	○「地区振興センター」を拠点とし、地域の活動団体との連携による地域運営。○センター職員が繋ぎ役。	
大田市	○「まちづくりセンター」を拠点とし、センター職員が住民活動を支援。	
江津市	○「住民自治組織」を中心とした地域運営。	
雲南市	○交流センターを拠点とし、「地域自主組織」を中心とした地域運営。○交流センター職員が地域活動を支援。○地域自主組織の判断で地域マネージャーを配置。	
奥出雲町	○「福祉振興協議会」を中心とした地域運営。 ○連合自治会長会会長及び公民館長を集落支援員として位置づけ。	
飯南町	○「自治振興組織」を中心とした地域運営。(旧赤来町) ○地区ごとに町職員の地区担当を設置し地域の取り組みをサポート。	
美郷町	○「連合自治会」を中心とした地域運営。○集落支援員が繋ぎ役となり、話し合いや地域計画づくりを促進。○交流センター職員が住民活動を支援。	
邑南町	○公民館を拠点に多様な主体の連携組織による地域運営。 ○日和、市木、阿須那地区では、地域マネージャーを配置して、地域で策定した夢づくり プラン実現の取り組みを実施。	
隠岐の島町	○地理的にも生活圏としても連携が可能な複数集落の範囲での地域運営。○布施・武良地区では、集落を超えた連携のための住民組織を設置し、地域マネージャーを配置し、住民の話し合いや地域課題解決のための活動を実施。	

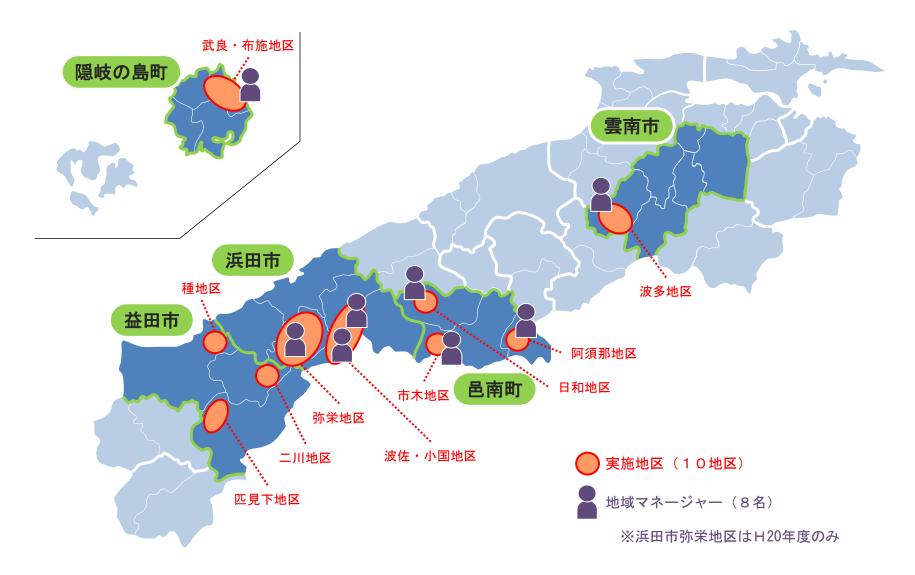
中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業

~ 事業成果の中間報告 ~

平成22年3月24日 事業成果中間報告会 島根県地域振興部地域政策課

指定市町村•実施地域

5市町村を指定し、10地区で新たな取組をモデル的に実施中



1. 新たな地域運営の地域範囲

中山間地域研究センターの研究では、人口1,000人程度以上で、

医療機関や商店、学校、駐在所などの生活に必要な機能や、 担い手・活動資金が確保が可能な、

例えば、小学校区程度の範囲が望ましいとされています。

指定市町では

公民館の範囲で考える市町が多い

(≒昭和の合併前の旧町村)

- ★ 住民のつながり、一体感がある。
- ・公民館等の地域づくりの拠点(人、場、ノウハウ)がある。
- ⇒ さらに人口減少が進むと、人口規模の小さい公民館区では、将来的な不安もある。(300人程度ですでに生活に必要な条件確保が困難な場合もある)

指定市町の目指す方向

基本的な範囲

地域運営の仕組みづくりの方向性 事業目標

浜田市

公民館の範囲

「まちづくり推進委員会」を設置し、まちづくり推進委員会を中心に住民・行政の連携・協働の体制を構築

益田市

公民館の範囲

地域内の「地域づくり組織」を「地区振興 センター」が支援。センターと地域との協働 による地域づくり。

雲南市

公民館の範囲

「地域自主組織」による住民参加の地域づくり。 交流センター移行に向けてのモデルづくり。

邑南町

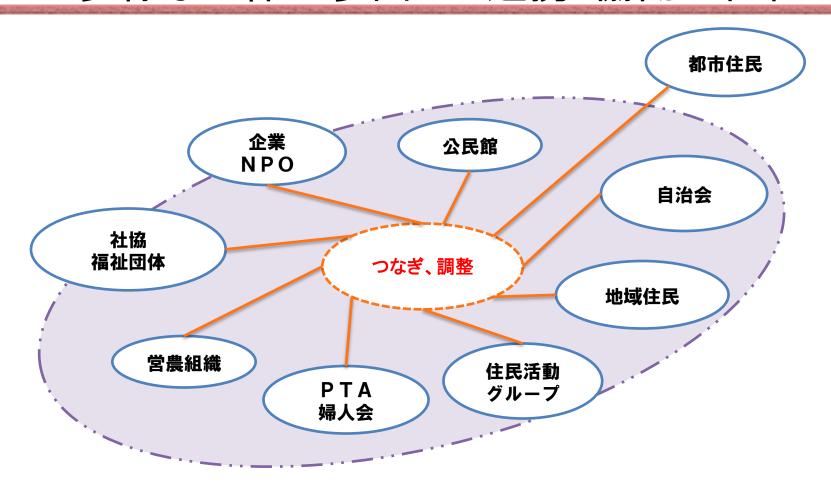
公民館の範囲

自治会(複数集落)を核とした連携組織による地域づくり。夢づくりプランの実現に向けた体制づくり。

隠岐の島町

地理的にも 連携可能な 複数集落の範囲 地域の実情に応じた連携組織による住民 主体の地域づくり。集落活動の広域化の モデルづくり。

2. 多様な主体が参画した連携・協働の仕組み



参 それぞれの主体の活動、持ち味を活かしながら、 「つなげる」ことで地域全体で効果を上げる!

各地区の事業実施組織

【一例】

組織名称

主な構成メンバー

波佐•小国

縁の里づくり 委員会 自治(振興)会、公民館、産直グループ、営農組 織等、担い手農家など

種

(協働する地域内 の住民団体) 種のあすをゆめみる会、種まなびや工房、自治会連合会、老人会、ボランティアの会、食生活改善推進協議会など

波多

波多コミュニティ協議会

自治会、公民館、老人会、消防団、保護者会、 温泉施設、体協、福祉委員など

市木

安夢未プロジェクト

自治会、公民館、社協職員、田舎ツーリズム協議会、地元スキー場、壮年会、老人会、子ども育成会、酒屋経営者など

布施•武良

@歩夢

自治会、社協、加工グループ、婦人会、老人クラブ、若者の会、漁師会、地元ホテルなど

3. 地域マネージャーなどの人材と役割り

* 他の住民との関係の中で、必要な役割りを考える

調整

・・・自治会長さんが得意。やってくれてる。

事務処理

相談・サポート

運営費の切り盛り

-・・公民館の職員さんが 手伝ってくれる。

プレーヤー

•••活動グループがある。 何か決まれば住民さん動いてくれる。

企画

段取り

つなぎ役

---いない。

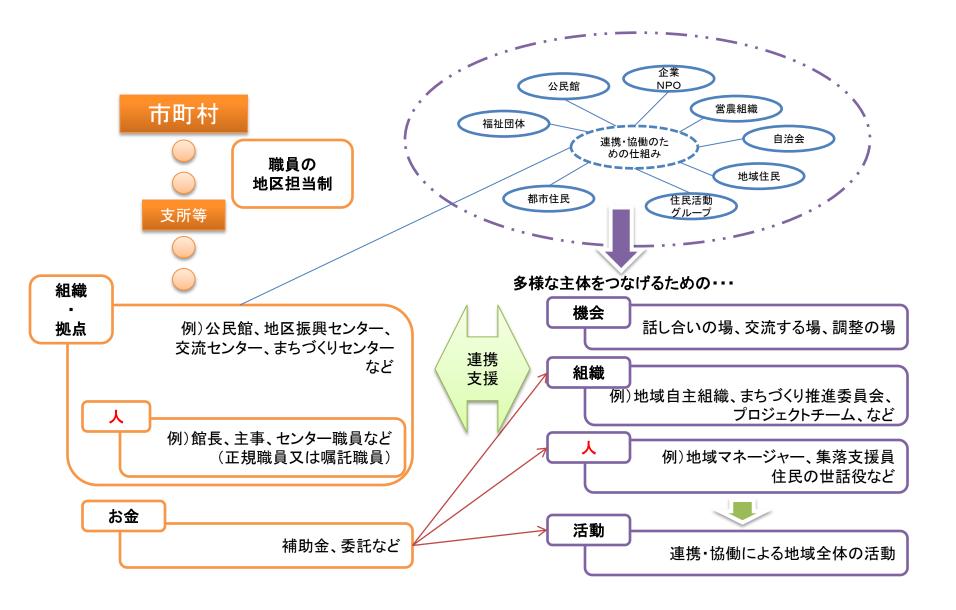
誰か仕事としてやってくれないか。

地域マネージャー

地域マネージャーの設置状況

	募集	人数/地区	勤務 形態	
浜田市 (波佐·小国)	地域内 選考	2名	月12日	
益田市	地区振興センターの職員が、 地域マネージャーに相当する役割を担っている			
雲南市	H20公募 H21選考	1名	常勤	
邑南町	地域内 選考	1名	月10日	
隠岐の島町	公募	1名	常勤	

4. 行政の支援・協働の仕組み



指定市町では

- ♣ 行政支援の拠点を「公民館」をベースに考える市町が 多い。
 - 想定される地域づくりの「範囲」
 - 拠点(ハード)、人(職員)、ノウハウ、ネットワーク
 - → 社会教育での「学び」、培われた「地域力」を 「地域課題の解決」に活かすことができる。
- ⇒ 支援体制整備(人材配置含む)が必要

《課題》

- > 人材育成(住民・職員)
- ➤ 財源の確保

- ・改正過疎法によるソフト事業
- 集落支援員等 特別交付税措置
- ・地域への補助金 等

「集落支援員」について

- 集落支援員は、地方自治体 (県·市町村) からの委嘱を受け、市町村職員とも連携 しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行います。
- 集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するな ど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進します。
 - 総務省は、集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、地方自 治体に対して特別交付税により支援します。

- 取組のポイント ▶ 集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにすること
 - ▶ 市町村が集落に対して十分な目配りを行うこと
 - ▶ 住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組むこと

取組のフロー

集落支援員の設置 1

- · 市町村に「集落支援員」を設置。
- 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

2 集落点検の実施

集落支援員 による支援

• 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施 (※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資 源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など)

3 集落のあり方についての話し合い

集落支援員 による支援

集落支援員

による支援

- 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進 (「集落点検」の結果を活用)
- 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

【平成20年度の取組状況】専任の集落支援員 199人(自治会長などとの兼務の集落支援員 約2,000人)

- 地域の実情に詳しい身近な人材で、集落点検の実施や話し合いの促進といった 集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材です。(こうしたノウハウ・知見 を有する者であれば、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材が登用されることもあります。)
 - 集落支援員の具体の取組状況や募集状況についでは、各地方自治体により異なり ますので、詳細はそれぞれの地方自治体にお問い合わせ下さい。



総務省自治行政局 過疎対策室

〒100−8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-5253-5536(直通) FAX 03-5253-5537